

# 意見募集

みなさまのご意見・情報をお寄せください

神戸市における感染症の予防のための  
施策の実施に関する計画（案）  
について

意見募集期間

2024年1月22日～2024年2月21日

問い合わせ先

健康局保健所保健課

電話（078）322－6787

## 1 意見募集期間

2024年1月22日（月曜）～2024年2月21日（水曜）

## 2 意見の提出方法

次のいずれかの方法によりご提出ください。

(1) 郵送による提出

〒650-8570（宛先住所記入不要）

神戸市役所 健康局 保健所 保健課 意見募集あて

(2) ファクシミリ による提出

(078)322-6763

神戸市役所 健康局 保健所 保健課 意見募集あて

(3) 電子メールによる提出

アドレス:hokensyokansenshou@office.city.kobe.lg.jp

件名には「意見募集」と記載いただき、コンピューターウイルスへの感染防止のため、添付ファイルは使用せず、メール本文にテキスト形式で入力してください。

(4) 持参による提出

神戸市役所1号館 21階 健康局 保健所 保健課

平日 8時45分～12時、13時～17時30分までの間

(5) 神戸市ホームページの意見送信フォームによる提出

<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/yoboukeikakuform.html>



## 3 注意事項

- (1) 本意見募集は、神戸市民の方（神戸市内に在住、在勤、在学、事務所・事業所を有する方）を対象としたものです。
- (2) 書式は自由ですが、必ず提出者の住所及び氏名（法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名）を記載してください。
- (3) 提出される書式には、「神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（案）」に対してのご意見であることを明記してください。
- (4) 電話などによる口頭のご意見の受付及びいただいたご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (5) いただいたご意見に対する神戸市の考え方等を、神戸市ホームページにて2024年3月末頃（予定）に掲載いたします。  
ホームページがご覧いただけない場合は、市政情報室でご覧いただくことができます。

#### 4 個人情報の取扱いについて

- (1) ご提出いただきましたご意見は、住所、氏名、個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報等、公表することが不適切な情報（神戸市情報公開条例第10条各号に規定する情報）を除いて、ホームページ等で公表させていただきます。
- (2) 個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定できるような内容では掲載いたしません。
- (3) ご意見、氏名、住所、電子メールアドレス等につきましては、個人情報の保護に関する法律等に基づき、他の目的に利用・提供しないとともに、適正に管理いたします。
- (4) 意見提出に際し、以下の理由から氏名、住所の記載をお願いしています。
  - ア 提出されたご意見の内容を確認させていただく場合があること
  - イ 意見提出手続は、「市民（市内に在住・在勤・在学、事務所・事業所を有する方）」を対象として行う手続であること

## 神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画（案）の概要

### 1. 趣旨

これまで、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（感染症予防計画）」は、感染症法第10条の規定により、国が定める「基本指針」に即して都道府県が策定していました。2024年4月に施行予定の改正感染症法により、新型コロナウイルス感染症に関する取組を踏まえ、保健所設置市においても感染症予防計画を策定することとなりました。

神戸市においても改正感染症法に基づき、次の新興感染症の発生およびまん延に備えるため、新たに感染症予防計画を策定します。なお、本計画は2024年4月から6年間の神戸市における感染症対策の方向性を示すものですが、基本指針及び兵庫県予防計画の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があるときは、速やかに改訂します。

### 2. 意見公募手続きの対象となる計画策定の概要

予防計画の記載項目は感染症法で定められており、国の基本指針に準じた構成となっておりますが神戸市予防計画では、以下のとおり策定します。

#### 1. 保健所設置市では任意項目とされている項目も全て策定します。

〈必須項目〉

- ・ 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策
- ・ 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上
- ・ 感染症の患者の移送のための体制の確保
- ・ 外出自粛対象者の療養生活の環境整備
- ・ 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上
- ・ 感染症の予防に関する保健所の体制の確保
- ・ 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策

〈任意項目〉

- ・ 感染症対策の基本的な方向
- ・ 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究
- ・ 宿泊療養施設の確保
- ・ 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

感染症に係る医療提供体制については、「兵庫県感染症予防計画」において兵庫県が神戸市分を含めて策定しています。この度の改正感染症法を踏まえた兵庫県感染症予防計画の改定案について、兵庫県において県民意見提出手続きを実施していますので、以下の URL から兵庫県のホームページをご確認ください。

URL : <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/publiccomment.html>

期間 : 2024年1月22日～2024年2月13日



2. 保健所設置市では設定が任意とされている項目も全て数値目標を設定します。

〈必須項目〉

- ・地方衛生研究所における検査の実施能力、検査機器の数
- ・人材の養成・資質の向上として研修・訓練の回数
- ・保健所の感染症有事体制の確保人員数、平時の IHEAT<sup>※1</sup>研修の受講者数

〈任意項目〉

- ・検査体制のうち、民間検査機関等の検査の実施能力
- ・宿泊療養施設の確保居室数

※1：IHEAT…健康危機発生時において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み。IHEAT要員は IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職。

3. 本計画では、地域の実情に応じて主体的・機動的に感染症対策に取り組む必要があることから、神戸市独自の項目として平成 21 年に発生した新型インフルエンザ対応の検証を踏まえて現在実施している内容や、今般の新型コロナウイルス感染症で対応に苦慮した点から得た教訓を盛り込んでいます。

- ・感染症神戸モデル<sup>※2</sup>、神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会
- ・風評被害対策の早期実施
- ・夜間搬送における民間事業者活用の検討

※2：感染症神戸モデル…平時から保健所が学校園、社会福祉施設、医療機関とネットワークを構築し、感染症発生を早期探知する神戸市独自の地域連携システム。

### 3. 施行予定日

2024 年 4 月 1 日

神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画

( 神戸市感染症予防計画 )

案

令和 年 月

神戸市



## 目 次

まえがき	P. 1
予防計画の法的な位置づけ	P. 2
第1 感染症対策の基本的な方向	P. 3
1 事前対応型行政の強化	
2 個人個人に対する感染症の予防や治療に重点を置いた対策	
3 人権の尊重	
4 健康危機管理体制の強化	
5 適切な役割分担による予防計画の推進	
6 情報公開と個人情報保護	
7 感染症対策における国際協力	
8 予防接種の推進	
9 特定感染症予防指針に基づく施策の推進	
10 感染症対策のデジタル化	
11 病原体の適切な管理	
第2 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策	P. 7
I 感染症の発生の予防	
1 基本的な考え方	
2 感染症発生動向調査	
3 結核に係る対策	
4 食品衛生部門及び環境衛生部門等との連携	
5 感染症予防における関係機関及び関係団体との連携	
II 感染症のまん延防止	
1 発生時の対応	
(1) 基本的な考え方	
(2) 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院、消毒等の措置	
(3) 感染症の診査に関する協議会	
(4) 積極的疫学調査	
(5) 指定感染症及び新感染症への対応	
2 まん延防止体制	
(1) 食品衛生部門及び環境衛生部門との連携	
(2) 検疫所との連携	
(3) 関係機関及び関係団体との連携	
第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	P. 14
1 基本的な考え方	
2 情報の収集・調査・研究の推進	
3 関係機関及び関係団体との連携	
第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上	P. 15
1 基本的な考え方	
2 病原体等の検査の推進	



3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	
4	関係機関及び関係団体との連携	
第5	感染症の患者の移送のための体制の確保	P. 17
1	基本的な考え方	
2	感染症の患者の移送の方策	
3	関係機関との連携	
第6	宿泊療養施設の確保	P. 18
1	基本的な考え方	
2	宿泊療養施設の確保の方策	
3	関係機関及び関係団体との連携	
第7	外出自粛対象者の療養生活の環境整備	P. 19
1	基本的な考え方	
2	外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する方策	
3	関係機関及び関係団体との連携	
第8	感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	P. 20
1	基本的な考え方	
2	啓発と人権の尊重のための方策	
3	広報対応等	
4	関係機関及び関係団体との連携	
第9	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	P. 22
1	基本的な考え方	
2	市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
3	医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
4	医療関係団体等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上	
5	関係機関及び関係団体との連携	
6	発生時対応訓練の実施	
7	有識者等の活用	
第10	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	P. 24
1	基本的な考え方	
2	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	
3	関係機関及び関係団体との連携	
第11	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供のための施策	P. 26
1	緊急時における国及び県との連絡・連携体制	
2	緊急時における医療従事者等への協力要請	
3	緊急時における県及び関係自治体相互間の連絡・連携体制	
4	緊急時における関係団体との連絡体制	
5	緊急時における指揮命令系統	

## 略称一覧

本計画では、以下の略称を用いる。

略称	本計画での標記、正式名称・意味等
感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）
改正感染症法	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）による改正後の感染症法
感染症法施行規則	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）
基本指針	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針（平成11年厚生省告示第115号）
予防計画	感染症の予防のための施策の実施に関する計画 改正感染症法により都道府県に加えて保健所設置市も平時に策定することとされた
一類感染症等	一類感染症、二類感染症、新興感染症
新興感染症	新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症及び再興型コロナウイルス感染症
新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症
再興型インフルエンザ	かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症
新型コロナウイルス感染症	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症
再興型コロナウイルス感染症	かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症

略称	本計画での標記、正式名称・意味等
指定感染症	<p>既に知られている感染症の疾病（一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症を除く）であって、感染症法の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして国が指定する感染症</p> <p>感染症法の規定を準用するため、一年以内の政令で定める期間に限り指定することができる（具体的に適用する規定は感染症毎に政令で規定）</p> <p>これまでにインフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、SARS、MERS、新型コロナウイルス感染症が指定された</p>
新感染症	<p>人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる感染症</p> <p>SARS は指定感染症に指定される前は新感染症として位置づけられていた</p>
新興感染症発生等公表期間	<p>感染症法第 36 条の 2 第 1 項に規定する「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」</p> <p>公表は感染症法の規定に基づき、厚生労働大臣が行うこととされている</p>
感染症指定医療機関等	<p>特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関、結核指定医療機関</p>
特定感染症指定医療機関	<p>新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した医療機関</p>
第一種感染症指定医療機関	<p>一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した医療機関</p>
第二種感染症指定医療機関	<p>二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した医療機関</p>
第一種協定指定医療機関	<p>新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者を入院させ、必要な医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した医療機関</p>
第二種協定指定医療機関	<p>外出自粛対象者に医療を提供する医療機関として都道府県知事が指定した医療機関</p>
結核指定医療機関	<p>結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した医療機関</p>
積極的疫学調査	<p>感染症法第 15 条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査</p>

略称	本計画での標記、正式名称・意味等
外出自粛対象者	新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者 (外出自粛に係る法の規定が適用される指定感染症にあっては、当該感染症の外出自粛対象者)
感染症サーベイランスシステム	感染症法に基づき診断医療機関から保健所へ届出のあった情報について、保健所から都道府県庁、国を結び収集するオンラインシステム
神戸市感染症統合情報システム	市内医療機関等協力のもと、最新の感染症発生動向を周知する神戸市の情報発信ポータルサイト
感染症神戸モデル	感染症早期探知地域連携システム 平時から保健所が学校園、社会福祉施設、医療機関とネットワークを構築し、感染症発生を早期探知する神戸市独自の地域連携システム 平成 21 年 5 月に発生した新型インフルエンザ対応の検証を踏まえて平成 21 年 9 月に構築
神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会	新型インフルエンザ等感染症対策における市内医療機関や神戸検疫所等の対応について連携・協議する会
A 類疾病	人から人に伝染すること、又はかかった場合の病状の程度が重篤になり若しくは重篤になるおそれがあることから、その発生及びまん延を予防するため予防接種が必要とされている疾病 (社会的防衛のために予防接種を行う必要がある疾病) 麻疹、風しん、日本脳炎、結核等が対象となっている
B 類疾病	個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延を予防するため予防接種が必要とされている疾病 (個人の予防のために予防接種を行う必要がある疾病) 高齢者等の季節性インフルエンザ、高齢者等の肺炎球菌感染症が対象となっている
VNTR 法	細菌のゲノム上に存在する特定の領域で繰り返される塩基配列の数を確認し、遺伝子型を決定する手法で、感染ルートの特定等に活用している Variable Number of Tandem Repeat
IHEAT	健康危機発生時において外部の専門職を有効に活用することを目的とし、健康危機発生時に地域における保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み Infectious disease Health Emergency Assistance Team
IHEAT 要員	IHEAT に登録し、保健所等への支援の要請を受ける旨の承諾をした外部の専門職 主に感染症まん延時における積極的疫学調査等の業務を行うが、当該業務に関する助言や組織マネジメント等の業務を行う場合もある
FETP	国立感染症研究所感染症疫学センターで実施している実地疫学専門家の養成プログラム Field Epidemiology Training Program

# 神戸市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画

## まえがき

平成31年に発生した新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法が令和4年12月9日に公布され、順次施行されることとなった。

感染症法の一部改正により、国が策定する基本指針及び都道府県が策定する予防計画の記載事項を充実させるほか、保健所設置市区においても予防計画を定めるなど、感染症対策の一層の充実を図ることとなった。

国や都道府県、保健所設置市区、関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるため、神戸市は予防計画を策定する。なお、予防計画の記載事項は改正感染症法で定められており、感染症に係る医療提供体制等は保健所設置市が策定する記載事項ではなく、県が策定する予防計画で記載される(図1)。

本計画は6年間の神戸市における感染症対策の方向性を示すものとするが、基本指針及び県予防計画の改訂、感染症を取り巻く状況の変化等、必要があると認めるときは、速やかに改訂するものとする。

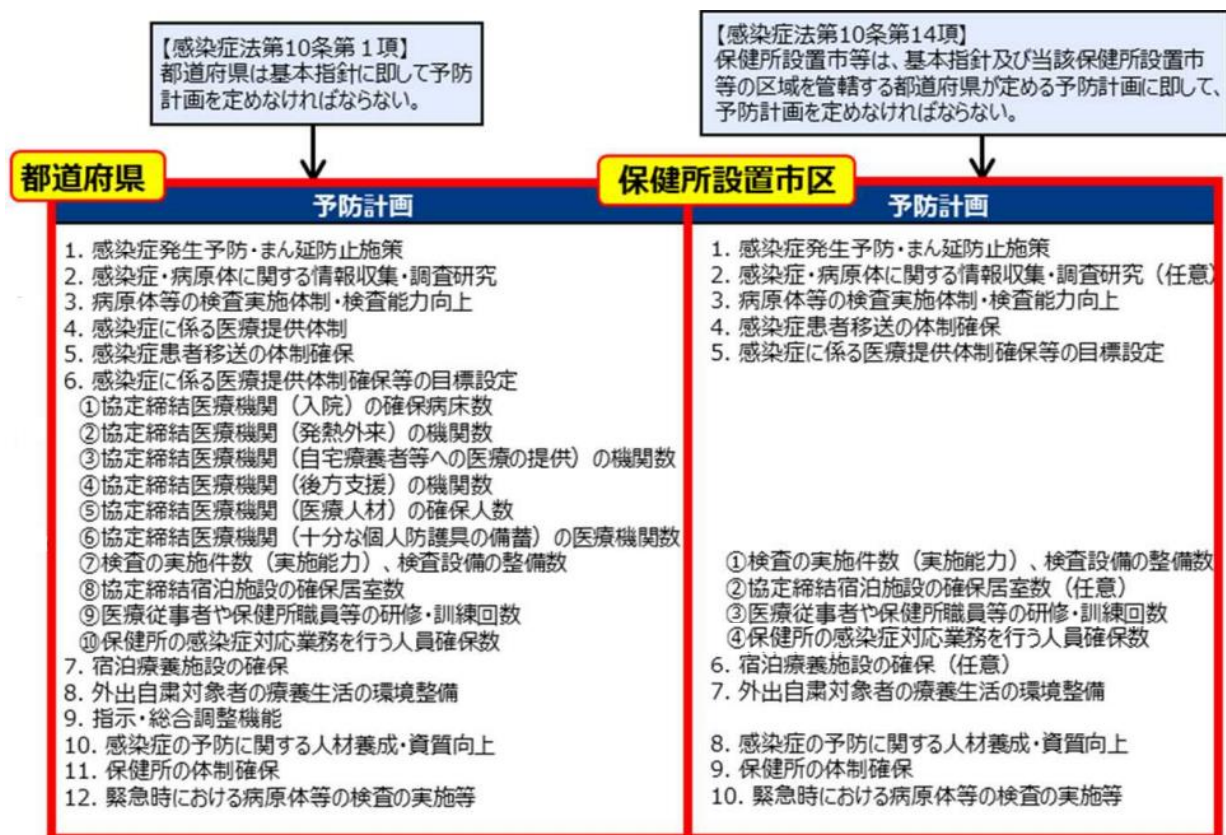


図1 都道府県及び保健所設置市区の予防計画の記載項目

## 予防計画の法的な位置づけ

感染症法第9条において国が基本指針を定めること、感染症法第10条第1項において基本指針に則して都道府県が、同条第14項において保健所設置市等が予防計画を定めるとされている(図2)。また、医療法(昭和23年法律第205号)における医療計画において、新興感染症の発生・まん延時における医療が規定されたため、医療計画との整合性をとる必要がある。さらに、地域保健法(昭和22年法律第101号)や新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律31号)に基づく神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画との整合性もとる必要がある。

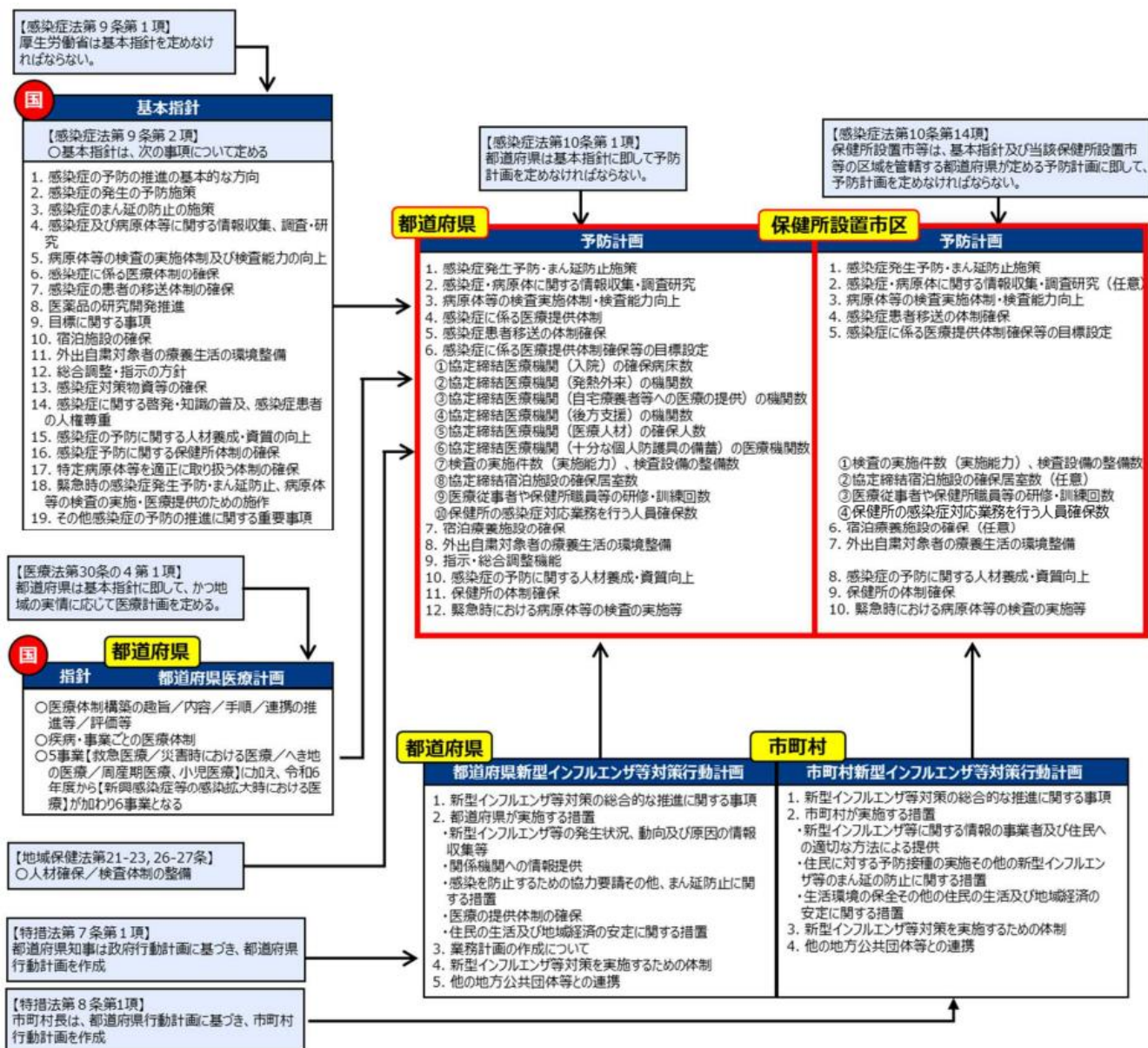


図2 予防計画の法的な位置づけ

## 第1 感染症対策の基本的な方向

### 1 事前対応型行政の強化

感染症対策は、国内外における感染症の発生情報を正確に把握し、市民及び医療関係者への公表を適切に実施するための体制を整備し、基本指針、予防計画等に基づく取組を通じて、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政を推進していく。

また、県、保健所設置市、感染症指定医療機関、診療に関する学識経験者の団体、その他の関係機関で構成される県感染症対策連携協議会を通じて、予防計画等について議論を行うとともに、予防計画に基づく取組状況を報告し、進捗確認を行うことで、平時より感染症の発生及びまん延を防止していくための取組を関係者が一体となって PDCA サイクルに基づく改善を図り、実施状況について検証する。

### 2 個人個人に対する感染症の予防や治療に重点を置いた対策

今日、医学・医療の進歩により、多くの感染症の予防及び治療が可能となってきたため、感染症発生状況等の動向及び原因に関する情報を収集、分析し、その結果並びに感染症の予防及び治療に必要な情報を市民へ積極的に情報提供することにより、市民個人個人において感染症の予防を実行できるようにする。感染症の患者に対する良質かつ適切な医療の提供を通じた早期治療の積み重ねによる社会全体の予防の推進を図る。

### 3 人権の尊重

感染症の予防と患者等の人権尊重の両立を基本として、患者等の個人の意思や人権を十分に尊重し、一人一人が安心して医療を受けることができ、早期に社会復帰できるような環境整備に努める。

そのため、感染症に関する個人情報の保護に十分留意し、感染症に対する差別や偏見の解消のため、報道機関に協力を求める。また、あらゆる機会を通じて感染症に関する正しい知識を普及啓発するとともに、患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

### 4 健康危機管理体制の強化

#### (1) 健康危機対処マニュアル等の整備

保健所は、感染症法に基づく本計画及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえた「健康危機対処マニュアル」を整備するとともに、対応困難な原因不明の症例や、重大かつ緊急性のある感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合であっても、速やかに健康危機管理体制が始動できるよう、平時から準備を整えておき、随時見直しを図る。

また、健康危機対処マニュアルは、発生状況等に応じて想定されるリスク及びリスク対策、対策本部構成員及び設置・解散の基準、対策本部の責任者、各行政組織内の役割分担、情報の入手・伝達方法、報道機関対応、広報内容等について明確化しておくとともに、新型コロナウイルス感染症等の感染力の強い感染症については、患者搬送体制や医療提供体制等について、具体的なマニュアルも定めておく。

#### (2) 体制の充実

平時から、保健所は、感染症の発生動向情報及び感染症神戸モデルにより、発生情報等を把握し、感染症に関する情報が一元的に把握できる体制（神戸市感染症統合情報システム）を活用し、感染症対応を速やかに行うことができる体制を充実させる。

一類感染症等の発生時等には、市は、市対策本部を設置し、総力を挙げて、かつ、長期的にも対応できる体制を整備しておく。

## 5 適切な役割分担による予防計画の推進

### (1) 市の果たすべき役割

市は、国及び県と相互に連携を図りつつ、感染症の発生予防やまん延防止のため、

- ア 正しい知識の普及
- イ 情報の収集、解析・評価と提供
- ウ 研究の推進
- エ 人材の養成や資質の向上と確保
- オ 迅速で正確な調査・検査体制の整備
- カ 医療提供体制の整備

等の施策を講ずる。

この場合、市は、感染症患者等の人権を尊重することが重要である。

市は、迅速かつ適切に感染症対策が講じられるよう、保健所を中心とした体制整備に努める。

市は、市予防計画に沿って感染症対策を行うが、基本指針及び県が策定する予防計画に則して予防計画を策定することに鑑み、県感染症対策連携協議会を通じて、予防計画を立案する段階から、県と相互に連携して感染症対策を行う。

保健所は、感染状況等の情報提供、相談対応を通じて市民に身近な立場から感染症の発生及びまん延の防止を図る。

健康科学研究所は、国立感染症研究所と連携し、保健所に対して、感染症の技術的かつ専門的な支援を行うために、体制整備や人材育成等の取組を計画的に行うとともに、県内の衛生研究所と相互の連携強化を図る。

動物由来感染症発生時には、環境衛生部門は、感染症対策部門と連携し、動物からヒトへの感染防止に必要な対策を講じるとともに、動物由来感染症情報等の収集体制を強化したうえで、その情報等を速やかに獣医師会、動物等取扱業者、動物飼育者等の関係機関に提供する。

### (2) 県及び他の自治体等との連携

複数の自治体等にわたる広域的な地域に感染症のまん延のおそれがあるときには、県や近隣の自治体、人及び物資の移動に関して関係の深い自治体と相互に協力しながら感染症対策を行う必要がある。このような場合に備えるため、県感染症対策連携協議会に参画し、策定した予防計画の実施状況及びその実施に有用な情報を共有し、連携の推進を図る。

また、新興感染症発生等公表が行われたときには、県感染症対策連携協議会に参画し、当該感染症の発生の予防及びまん延を防止するために必要な対策の実施について、協議を行う。

### (3) 市民の果たすべき役割



市民は、感染症に対する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うよう努めなければならない。

また、感染症患者等に偏見や差別をもって患者等の人権を損なわないようにしなければならない。

#### (4) 医師等の果たすべき役割

医師及びその他の医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、感染症の的確な診断による感染者の早期発見に努め、医療関係者の立場で国、県及び市の施策に協力するとともに、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、患者等に対する適切な説明を行い、その理解の下に、感染状況に応じて良質で適切な医療を提供するよう努めなければならない。

#### (5) 関係団体の果たすべき役割

市医師会等の医療関係団体は、国、県及び市の施策に協力し、感染症の発生やまん延防止に努めなければならない。

#### (6) 医療機関、社会福祉施設等の開設者等の果たすべき役割

病院、診療所、病原体等の検査を行っている機関、社会福祉施設の開設者等は、施設における感染症の発生の予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

保険医療機関及び保険薬局は、感染症の入院患者の医療その他必要な医療の実施について、国、県及び市が講ずる措置に協力するものとする。特に、公的医療機関等、地域医療支援病院及び特定機能病院は、新興感染症発生等公表期間に新興感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ的確に講ずるため、県知事が通知する医療の提供等の事項について、措置を講じる。

#### (7) 学校の果たすべき役割

学校は、若年者の集団生活の場であることから、学校長等は、感染症の発生動向に十分留意するとともに、学校医、教育委員会事務局及び保健所と連携し、校内における感染症の発生予防やまん延防止のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、教育活動の中で感染症に関する正しい知識の普及に努め、感染症患者等の人権の尊重に努めなければならない。

#### (8) 獣医師等の果たすべき役割

獣医師その他獣医療関係者は、市民の果たすべき役割に加え、獣医療関係者の立場で国、県及び市の施策に協力するとともに、感染症の早期発見や予防に寄与するよう努めなければならない。

動物等取扱業者は、市民の果たすべき役割に加え、自らが取り扱う動物及びその死体が感染症を人に感染させることがないように、感染症の予防に関する知識及び技術の習得、動物等の適切な管理その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 6 情報公開と個人情報の保護

市は、医療機関や医療関係団体等に対し、個人情報保護を徹底させるとともに、市民の信頼を確保し協力を得るため、感染症に関する情報は、個人の情報を最大限に保護したうえで原則として公開とし、迅速、的確な情報提供に努める。

## 7 感染症対策における国際協力

市は、国が進める感染症に関する国際機関等との情報交換や国際的取組に可能な限り協力し、保健所とともに神戸検疫所と連携する。

## 8 予防接種の推進

### (1) 定期の予防接種

保健所は、市医師会等と十分な連携を図り、かかりつけ医による個別接種を推進するとともに、かかりつけ医がない対象者が予防接種を安心して受けられるよう予防接種が受けられる場所、機関等の情報について積極的に提供し、予防接種を実施していく。

保健所は、各種媒体を通じて、予防接種に関する正しい情報の提供と知識の普及に努め、予防接種を推進していく。

### (2) 臨時の予防接種

保健所は、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）で規定する A 類疾病及び B 類疾病のうち厚生労働大臣が定めるもののまん延防止上緊急の必要があると認め、県知事が臨時の予防接種を指示したとき、若しくは厚生労働大臣が県知事を通じて臨時の予防接種を指示したとき、又は予防接種法で規定する A 類疾病のうち当該疾病の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものとして厚生労働大臣が定めるもののまん延防止上緊急の必要があると認め、厚生労働大臣が県知事を通じて臨時の予防接種を指示したときは、県と連携しながら、臨時の予防接種実施体制の構築を行う。

## 9 特定感染症予防指針に基づく施策の推進

後天性免疫不全症候群、インフルエンザ、性感染症、麻しん、風しん、蚊媒介感染症及び結核について、保健所は、予防計画による他、これら感染症の予防対策を総合的に推進するために国が制定した特定感染症予防指針に基づき、具体的な施策を推進する。

特に、新型インフルエンザ等対策については、別に定める「神戸市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、関係機関の役割分担の下、医療資機材の確保、医療体制の整備等を積極的に進めていく。

## 10 感染症対策のデジタル化

感染症対策においてもデジタル化が重要であり、新型コロナウイルス感染症対応では取組を進めてきた。感染症法第 12 条に規定する医師の届出の電磁的方法の義務化等も踏まえて、関係機関等がデジタル化との整合を図りつつ、より効果的・効率的な感染症対策につなげるため、感染症対策のデジタル化を一層進める。

## 11 病原体の適切な管理

感染症の発生及びまん延防止のため、病原体等の検査を行う施設において、国と県と市が連携して市内の施設における病原体管理体制を徹底するよう努めていく。

## 第2 感染症の発生の予防及びまん延防止のための施策

### I 感染症の発生の予防

#### 1 基本的な考え方

平時の感染症の発生予防対策は、感染症発生動向調査結果及び感染症神戸モデルに基づき実施されるべきものであり、一類から五類までの感染症及び新興感染症の情報収集、解析・評価や情報提供が、精度管理を含めて全国的に統一的な体系で実施されることが不可欠であり、国際化の進展に対応して、より一層、調査内容を充実させる必要がある。

食品衛生対策、環境衛生対策、動物衛生対策、感染症の国内への侵入防止対策等については、神戸検疫所等の関係機関や関係団体との連携を図りながら具体的に講ずる必要がある。

#### 2 感染症発生動向調査

##### (1) 情報の収集、分析及び提供

###### ① 市の役割

国外の感染症情報について、国立感染症研究所、検疫所をはじめとした関係機関と連携し、積極的に収集する。

動物由来感染症について、獣医師等からの届出等により情報収集を図るとともに、全国情報、県内情報及び市内情報を速やかに市獣医師会等に提供する。

###### ② 地方感染症情報センター

市感染症情報センターは、市内の患者情報・病原体情報を収集、解析・評価し、国立感染症研究所や県感染症情報センターに報告するとともに、全国情報、県内情報及び市内情報を速やかに市内医療機関等に提供する。

##### (2) 医療機関との連携

保健所は、現場の医師に対し感染症対策の基本となる感染症発生動向調査の重要性についての理解を求め、感染症発生動向調査を適切に進める。

##### (3) 届出体制の確立

保健所は、感染症法第12条に規定する医師の届出の義務について、医療機関を通じて周知徹底を図る。夜間・休日における届出受理体制を整備するとともに、迅速かつ効果的に情報を収集・分析するため、感染症サーベイランスシステムによる方策を推進する。

##### (4) 検査体制の確立

感染症の病原体の迅速で正確な特定は、患者への良質で適切な医療の提供のために不可欠であり、さらに、感染症の発生の予防及びまん延の防止のために極めて重要である。

保健所及び健康科学研究所は、病原体に関する情報が統一的に収集、分析及び評価できる体制を構築する。

#### 3 結核に係る対策

##### (1) 原因の究明

###### ① 感染症発生動向調査（実地疫学的調査）

結核の発生状況は、結核登録者情報などを基にした患者発生動向サーベイランスが

結核のまん延状況の情報など結核対策の評価に関する重要な情報を含むため、保健所は、情報の確実な把握及び処理など精度の向上に努める。

## ② 分子疫学的調査

分離されたすべての結核菌を収集し、積極的疫学調査に活用する。感染症発生動向調査と連携して、結核菌に係る薬剤感受性検査や VNTR 法やゲノム解析等の分子疫学的手法による病原体サーベイランスの構築及び維持・強化に努める。特に、多剤耐性菌に留意する。

## (2) 発生の予防及びまん延の防止

### ① 定期の健康診断

(ア) 保健所は、高齢者等の結核発病ハイリスク・グループ、発病すると二次感染を起こしやすい職業に就労している者等に対する定期健康診断を実施するとともに、事業者、学校、施設の長等に対して定期健康診断の実施を促す。

(イ) 保健所は、地域のり患率などの実情に応じ、結核発症率が高い住民層（例えば、住所不定者、職場での健康管理が十分とは言えない労働者、国外の高まん延地域からの入国者等）に対する定期健康診断を実施する。

### ② 接触者の健康診断

結核患者が発生した際には、十分な調査を行い結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、健康診断の実施時期・内容を決定し、実施する。

## (3) 結核の治療

直接服薬確認療法を基本とした包括的な服薬支援（日本版 21 世紀型 DOTS 戦略）による確実な治療完遂の推進を図る（潜在性結核感染症患者を含む）ため、関係機関との連携体制の構築を維持・強化し、さらなる患者数の低減を目指す。

## 4 食品衛生部門及び環境衛生部門等との連携

### (1) 感染症対策部門と食品衛生部門との連携

#### ① 発生予防

飲食に起因する感染症発生予防を目的とした食品の検査や関係業種への監視・指導については、他の食中毒対策と併せて食品衛生部門が実施する。

#### ② 二次感染の防止

感染者が原因となり発生する二次感染防止のための情報提供や指導については感染症対策部門が行う。

### (2) 感染症対策部門と環境衛生部門等との連携

#### ① 発生予防

水や空調設備、ねずみ・昆虫等を介する感染症の発生予防のため、地域住民に対する正しい知識の普及、情報の提供、関係業種への指導等を感染症対策部門と環境衛生部門と連携して実施する。

感染症を媒介するねずみ・昆虫等の駆除等については、環境衛生部門が地域の実情に応じ、適切に実施する。駆除に際し、実施者や周辺住民への健康に留意するとともに、生活環境も考慮し、過剰な消毒や駆除とならないようにする。

#### ② 二次感染の防止

感染者が原因となり発生する二次感染防止のための情報提供や指導については感

染症対策部門が行う。

## 5 感染症予防における関係機関及び関係団体との連携

感染症の予防を効果的かつ効率的に進めていくためには、感染症対策部門や、食品衛生部門、環境衛生部門、医務薬務部門が適切に連携を図ることを基本に、医療機関、学校、社会福祉施設、企業等の関係機関及び団体とも連携を強化する。

国、県、近隣自治体と連携するとともに、市医師会等の医療関係団体とは神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会等の場を通して医療提供体制を構築し、学校園、社会福祉施設等とは感染症神戸モデルを通して連携体制を強化する。

広域での対応に備え、神戸検疫所との連携体制を構築しておく。

## II 感染症のまん延防止

### 1 発生時の対応

#### (1) 基本的な考え方

##### ①まん延防止

感染症のまん延防止対策の実施に当たっては、健康危機管理の観点に立ち、患者等の人権を尊重し、迅速かつ的確に対応することが重要である。

市民個人個人の感染予防及び良質で適切な医療の提供による早期治療及び感染症発生時の感染者等の早期入院措置等の積み重ねにより、社会全体の感染症まん延防止を図ることを基本とする。

##### ② 情報提供

感染症発生動向調査及び感染症神戸モデル等による情報提供や予防啓発等を神戸市感染症統合情報システム等で適時、的確に行うことにより、患者等を含めた市民及び医療関係者等の理解と協力に基づいて、混乱なく市民が自ら予防に努め、健康を守る努力を行うことが重要である。保健所は、国立感染症研究所の感染症発生動向調査の警報・注意報発生システムの基準に従い、市民に適宜、適切な注意喚起を行う。

##### ③ 人権の尊重

保健所による一定の行動制限を伴う対策は、患者等の人権を尊重したうえで必要最小限のものとし、措置を行う場合には、科学的な根拠を示すとともに、医療関係者等による十分な説明と患者等の同意に基づくことを原則とする。

審査請求等に関する教示等の手続きを厳正に行う。

##### ④ 関係機関との連携

保健所は、事前対応型行政を進める観点から、学校園、社会福祉施設等において感染症神戸モデルへの報告に関する理解を得て、平時から施設への巡回指導を行う等、連携体制を構築する。感染症が集団発生した場合における市医師会等の医療関係団体や社会福祉施設等関係団体等、近隣自治体との役割分担と連携体制について、あらかじめ定めておく。

複数の都道府県等にまたがる広域的な感染症のまん延の場合は、国が技術的援助等の役割を積極的に果たすとともに、保健所は、近隣自治体等と相互の連絡体制をあらかじめ構築しておく。

#### (2) 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院、消毒等の措置

### ① 検体の採取等

保健所は、検体の採取に係る勧告又は措置は、感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し書面又は電子により通知する。

### ② 健康診断の勧告

保健所は、健康診断の勧告について、病原体の感染経路その他の事情を十分に考慮したうえで、当該感染症にかかっていると疑うに足りる理由のある者に対し書面又は電子により通知するとともに、対象者の理解と協力を得て健康診断を実施する。

感染症法に基づく健康診断の勧告以外にも、集団感染が危惧される場合などには、保健所が情報提供を的確に行うことにより、市民が自発的に健康診断を受けるよう勧奨する。

保健所は、一般の医療機関では対応困難な健康診断の受診勧奨を行う場合には、予め健康診断の受診が可能な医療機関を確保する。

### ③ 就業制限

就業制限は、対象者の自覚に基づく自発的な休暇、就業制限の対象以外の業務に一時的に従事すること等により対応することが基本であり、保健所は、対象者又は保護者に対し、書面又は電子により必要な事項を通知し、その理解と協力を求める。

### ④ 入院

勧告等による入院は、医師から患者等に対する十分な説明とその理解・同意に基づく医療の提供が基本である。

保健所は、入院の勧告を行う際は、患者等に対して、入院の理由、退院請求、審査請求に関すること及び入院の勧告通知に記載する事項を十分に説明し、書面又は電子により通知する。

保健所は、入院勧告等を実施した場合は、講じた措置の内容、提供された医療の内容及び患者の病状について、患者ごとに記録票を作成する等により、必要な情報項目を明確にしたうえで、統一的な把握を行う。

保健所は、入院後も、感染症法第24条の2に基づく処遇についての市に対する苦情の申出に対し、必要に応じて十分な説明とカウンセリングを実施し、患者等の精神的不安の軽減を図るよう当該感染症指定医療機関等に対し要請する。

### ⑤ 退院請求への対応

入院の勧告等を受けた患者等が感染症法第22条第3項に基づく退院請求を行った場合は、保健所は、当該患者等が病原体を保有しているかどうかの確認を速やかに行う。

### ⑥ 消毒等

保健所は、消毒、ねずみ・昆虫等の駆除、物件に対する措置、水の使用制限、建物への立入制限や封鎖、交通の制限や遮断等の措置を講ずる場合、可能な限り関係者の理解を得ながら実施する。これらの措置は、個人の権利に配慮しつつ、必要最小限のものとする。

管理者や所有者等に物件等に対する消毒等の措置を指示する場合は、当該措置を実施する旨及びその措置を実施すべき場所、物件、方法、期限等を書面により通知する。建物に係る措置や交通の制限等を実施する場合は、当該措置を実施する旨及びその理由等の必要な事項を掲示する。

## ⑦ 強制的な対応

①②④について、保健所は、患者等が感染症法に基づく勧告等に従わない場合は強制的手段を用いてまん延対策を行う。

## ⑧ 人権に配慮した措置

措置を講ずるに当たっては、感染症の発生及びまん延に関する情報を対象となる患者等に提供し、その理解と協力を求めながら行うことを基本とし、人権の尊重の観点から必要最小限のものとするとともに、審査請求に係る教示等の手続き及び感染症法第20条第6項に基づく患者等に対する意見を述べる機会の付与を厳正に行う。

## (3) 感染症の診査に関する協議会

感染症の診査に関する協議会（以下「診査協議会」という。）は、感染症のまん延防止の観点から、感染症に関する専門的な判断とともに患者等への適切な医療の提供と人権の尊重の視点からの判断が求められることから、保健所は、診査協議会の委員の任命に当たり、この趣旨を十分に考慮する。

診査協議会は保健所に設置し、運営等については市の条例で別に定める。

## (4) 積極的疫学調査

### ① 積極的疫学調査の必要性

積極的疫学調査は、感染症対策において重要な位置付けを占めることから、保健所は、患者の診断を行った医師等の協力を得つつ、積極的に実施する。

現在国外で発生が認められている動物が介在する感染症については、一旦、その病原体が国内に侵入して定着すると、完全な排除が困難であることから、速やかに対策が講じられるよう、平時から国外の感染症発生動向の情報を迅速に確認できるモニタリング体制を整備しておく。

### ② 積極的疫学調査の実施

積極的疫学調査を行う場合は、

ア 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症が発生し、又は発生した疑いがある場合

イ 五類感染症等に係る感染症発生動向調査において通常と異なる傾向が認められる場合

ウ 国内で感染症の患者は発生していないが、国外で感染症が流行しており、国内における感染症の予防上、積極的疫学調査が必要と認められる場合

エ 動物からヒトに感染する可能性のある感染症が発生するおそれがある場合

等であり、個別の事例に応じ、保健所は、適切に調査の必要性を判断する。

保健所は、積極的疫学調査について対象者の協力が得られるよう、その趣旨をよく説明し、理解を得ることに努める。保健所は、一類感染症等の所見がある者に対しては、人権に配慮しながら、正当な理由なく積極的疫学調査に応じない場合には指示、罰則の対象となることを、予め丁寧に説明する。

積極的疫学調査を行う場合は、学校、医療機関、市医師会、市獣医師会等の関係機関及び医療関係団体の理解と協力を得つつ、密接な連携を図ることにより、地域における詳細な流行状況や原因不明の感染症等の迅速な把握に努める。

積極的疫学調査の実施に当たっては、健康科学研究所から専門的技術支援を受けるとともに、必要に応じて国立感染症研究所、国立国際医療センター等の協力を求める。

獣医師からの届出を受けた保健所の感染症対策部門は、動物衛生担当部門の協力を得て積極的疫学調査を実施する。

#### (5) 指定感染症及び新感染症への対応

保健所は、感染症発生動向調査や感染症神戸モデル、積極的疫学調査により、指定感染症及び新感染症の早期把握に努めるとともに、疑わしい疾患の発生に際しては、健康科学研究所と連携して国立感染症研究所、国立国際医療センター等と協力し、迅速、的確な対策を講じる。

医師から新興感染症に該当する疾患であるとの届出があった場合、保健所は、県と連携しながら、国との協議を経て、感染症指定医療機関等へ入院勧告等を行うとともに、国立感染症研究所等から感染症専門医等の派遣を求め、最新の知見に基づく積極的な疫学調査を行うほか、市は、市民に正しい情報を提供し、感染症のまん延やパニックの発生防止に努める。

このため、市は、事前に必要な体制を整備するとともに、平時から国及び県と十分な連携を確保しておく。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国内に病原体が常在しない感染症が発生するおそれが高まる場合は、県及び市は、当該感染症の外来医療を担当する医療機関を選定し、保健所が当該医療機関に感染が疑われる患者を誘導するなど、初期診療体制の確立を図り、地域における医療提供体制に混乱を生じないように努める。

新興感染症対策として、市は、市医師会等の医療関係団体と平時から届出基準と患者発生時の連絡体制を確認し、発生時の対応に備えておく。

## 2 まん延防止体制

### (1) 食品衛生部門及び環境衛生部門との連携

#### ① 食品衛生部門との連携

飲食に起因する感染症が疑われる疾患が発生した場合、保健所は、食品衛生部門が主として食品や食品提供施設の検査等を行うとともに、感染症対策部門が患者に関する情報を収集し、両部門が相互に連携を図り、迅速な原因究明を行う。

食品衛生部門は、一次感染を防止するために、調査段階における病原体、原因食品、感染経路等の原因の可能性に応じ必要な措置を講じるとともに、調査の結果、これらの原因が判明した場合は、速やかに原因物質に汚染された食品等の販売禁止、営業停止等の行政処分を行う。

感染症対策部門は、必要に応じ、患者及びその接触者に対して消毒、まん延防止策の指示等を行うとともに、二次感染によるまん延防止対策として、感染症に関する情報提供、注意喚起、その他必要な措置等を行う。

原因となった感染症の病原体、食品、感染経路の究明に際し、保健所は、県家畜保健衛生所、市農業振興センター、健康科学研究所及び国立感染症研究所等との連携を図る。

#### ② 環境衛生部門との連携

水、空調設備、ねずみ・昆虫等を媒介とする感染症が発生した場合は、保健所は、飲食に起因する感染症に準じ、感染症対策部門と環境衛生部門が連携し、原因究明に必要な調査、施設等における感染経路等の情報収集や原因施設等への立入制限等の措置



を行う。

平時の感染症を媒介するねずみ・昆虫等の駆除は、地域によって実情が異なり、また、消毒については地域の協力等が必要であることから、駆除、消毒については、原則として環境衛生部門が地域の実情に応じて適切に実施する。

駆除、消毒に際しては、実施者や周辺住民への健康に留意するとともに生活環境に配慮し、過剰な消毒や駆除とならないよう実施する。

### ③ 動物衛生部門との連携

保健所は、動物からヒトへの感染を防止するために、動物飼養者、動物取扱業者等に必要な指導を行うとともに、動物からヒトに感染する病原体の動物でのまん延状況の把握、動物からヒトへの感染経路の究明等を行う。

保健所は、危機管理室及び県家畜保健衛生所と連携し、動物感染症の発生状況等入手した場合は、動物飼養者への感染を防止するための必要な指導を行う。

## (2) 検疫所との連携

市は、検疫所から検疫感染症患者の発生通知を受けたときは、必要な感染症対策を講じるとともに、神戸検疫所と連携して健康異常者に質問、調査を実施するなど、水際での感染症のまん延防止に努める。

市は、危機管理室及び保健所を中心に、国外感染症侵入防止のため、神戸検疫所、港湾局等と平時から検疫措置に必要な連携体制を確保しておく。

## (3) 関係機関及び関係団体との連携

市は、感染症のまん延防止のため、特に感染症の集団発生や原因不明の感染症が発生した場合、必要に応じて、相互に専門的知識を有する者及び応援職員の派遣等ができるよう、県感染症対策連携協議会等を通じて、国、県、近隣自治体や市医師会等の医療関係団体並びに各関係部局間との連携を平時から確保するとともに、連絡体制について、適宜、確認や必要な見直しを行う。

### 第3 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究

#### 1 基本的な考え方

感染症対策は、科学的な知見に基づいて推進される必要があり、感染症及び病原体等に関する調査・研究は、感染症対策の基本となるべきものである。

#### 2 情報の収集・調査・研究の推進

##### (1) 情報の収集・調査・研究の推進体制の確立

市における感染症及び病原体等の情報の収集・調査・研究については、健康科学研究所及び保健所が、計画的に取り組む。

##### (2) 情報収集のデジタル化の推進

医師の届出や保健所が実施する積極的疫学調査について、新型コロナウイルス感染症への対応で電子化を進めてきたが、医療DXが推進される中で、今後一層情報の報告等の電子化を推進する。また、収集した様々な情報について、個人を特定しないようにした上で、連結して分析することに努める。

##### (3) 保健所の役割

保健所は、感染症及び病原体等対策に必要な情報の収集・疫学的な調査・研究を健康科学研究所等との連携のもとに進めるとともに、地域での調査情報等のほか、地域における総合的な感染症の情報発信拠点としての役割を担う。

##### (4) 健康科学研究所の役割

健康科学研究所は、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所等、神戸検疫所、市関係部局及び保健所との連携のもとに、感染症及び病原体等の調査・研究、試験検査並びに感染症及び病原体等に関する情報の収集、分析、提供の業務を担う。

##### (5) 動物衛生部門の役割

保健所は、危機管理室と連携し、動物感染症について、必要な疫学的な情報の収集・調査・研究を県の衛生研究所及び健康科学研究所等との連携のもとに進めるとともに、地域における動物感染症発生状況等、総合的な動物由来感染症情報を発信する。

##### (6) 経験を有する職員の活用

市における情報の収集・調査・研究は、地域に特徴的な感染症及び病原体等の発生動向やその対策等、地域の環境や当該感染症の特性等に応じた取組を進めるための保健所及び健康科学研究所の職員のほか、疫学的な知識及び感染症対策の実地経験を有する地域のIHEAT登録職員や、FETPを活用する。

##### (7) 感染症指定医療機関等の役割

感染症指定医療機関等は、一類感染症等の対応を行い、知見の収集及び分析を行う。

厚生労働省令で定める感染症指定医療機関等の医師は、新興感染症の患者又は所見がある者が入院、退院又は死亡した場合、感染症サーベイランスシステムで報告する。

#### 3 関係機関及び関係団体との連携

感染症及び病原体等に関する調査・研究は、関係機関及び関係団体が適切に役割分担して実施する必要があることから、県感染症対策連携協議会等を活用し、保健所及び健康科学研究所は、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、日本医療研究開発機構、大学研究機関、他の自治体の地方衛生研究所、神戸検疫所をはじめとする関係研究機関等と相互に十分な連携を図り、最新情報の収集に努める。

## 第4 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

### 1 基本的な考え方

感染症対策において、病原体等の検査の実施体制や検査能力（以下「病原体検査体制」という。）を十分に有することは、科学的根拠に基づいた確かな感染症対策の展開や感染の拡大防止の観点並びに行動制限を最小に抑える等の人権の尊重の観点から極めて重要である。

健康科学研究所をはじめとする関係機関における病原体検査体制等について、感染症法施行規則第7条の4及び第8条の規定に基づき整備し、管理することが重要である。健康科学研究所は、感染症指定医療機関等のみならず、一般の医療機関及び民間の検査機関等における検査等に対し技術支援や精度管理等を実施する。

新興感染症のまん延が想定される感染症が発生した際に、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、県感染症対策連携協議会等を活用し、関係者や関係機関と協議の上、平時から計画的な準備を行う。

### 2 病原体等の検査の推進

#### (1) 検査体制の整備

市は、広域的な感染症のまん延又は大規模に感染症が発生・まん延した場合を想定し、県感染症対策連携協議会等を活用し、健康科学研究所等や保健所における病原体等の検査に係る役割分担を明確にしたうえで、それぞれの連携を図る。

市は、健康科学研究所が新興感染症発生・流行時における役割<sup>\*</sup>を踏まえ、十分な試験検査機能を発揮できるよう、計画的な人員の確保や配置を行う等、平時から体制整備を行うとともに、検体の回収や検体搬送の体制等を調整・整備しておく。

健康科学研究所は、平時から有事に備え計画的な準備を進めるために、市予防計画と整合性を確保しながら、「健康危機対処マニュアル」を策定する。

※流行初期における PCR 検査、流行初期以降における変異株 PCR 検査及びゲノム解析等

#### 【検査体制目標値】

- ・流行初期は、新興感染症に対応した新たな試薬の普及や検出方法への対応に一定時間を要するため、健康科学研究所を中心に対応する。
- ・流行初期以降は、試薬や検出方法の普及が進むと見込まれることから、民間検査機関、医療機関への委託を中心に対応する。

健康科学研究所では、変異株等の動向を迅速に把握するため、流行初期に整えた PCR 検査体制を維持するとともに、民間検査機関等でも実施が困難な変異株 PCR 検査及びゲノム解析を主に担う。

	流行初期の目標値 (発生公表後1か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後6か月以内)
検査の実施能力(件/日)	250件/日	550件/日
健康科学研究所	250件/日	250件/日
民間検査機関等	—	300件/日
健康科学研究所の 検査機器の数	4台	4台

※対応する感染症は、新興感染症を想定。

※検査の対象は、有症状者及び濃厚接触者を想定。

※検査の種類は、核酸検出検査（PCR 検査等）を想定。

※「発生公表」とは、感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症に係る発生の公表を言う。

## **(2) 検査機関の資質の向上等**

健康科学研究所は、新興感染症の発生初期において検査を担うこと、並びに流行初期以降では変異株 PCR 検査及びゲノム解析を主に担うことを想定し、平時からの研修や実践的な訓練の実施、検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上に努めるとともに、地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行い、質の向上を図る。国立感染症研究所の検査手法を活用して健康科学研究所が検査実務を行うほか、保健所や他の自治体の地方衛生研究所等と連携して、迅速かつ的確に検査を実施する。

## **(3) 民間検査機関等の検査**

市は、新興感染症のまん延時に備え、検査体制を速やかに整備できるよう、市と民間検査機関との検査等措置協定等により、平時から準備を行う。

## **3 総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築**

感染症の病原体等に関する情報の収集、分析及び公表は、患者に関する情報とともに、感染症発生動向調査の言わば車の両輪として位置づけられる。市は、病原体等に関する情報の収集のための体制を構築するとともに、患者情報と病原体情報を迅速かつ総合的に分析し、公表する。

## **4 関係機関及び関係団体との連携**

市は、病原体等の情報収集に当たり、市医師会等の医療関係団体、民間検査機関等と連携を図りながら進めるとともに、特別な技術が必要とされる検査については、国立感染症研究所、国立国際医療研究センター、大学の研究機関と健康科学研究所が相互に連携を図って実施していく。

## 第5 感染症の患者の移送のための体制の確保

### 1 基本的な考え方

保健所が入院を勧告した患者等の医療機関への移送については、市が行う業務とされているが、その体制の確保に当たっては、保健所のみでは対応が困難な場合において、関係部局における役割分担や、警察及び神戸検疫所との連携、民間事業者等への業務委託等を図る。

### 2 感染症の患者の移送の方策

市は、保健所を中心に感染症の患者等を迅速に適切な方法で移送するため、移送体制の整備を行う。

一類感染症等の患者又は所見のある者の移送については、必要に応じてアイソレーター付き患者移送車両を使用するが、多数発生した場合には、県及び市が所有するアイソレーター付き患者移送車両を相互使用して対応する。

新型コロナウイルス感染症への対応では夜間に救急搬送困難事例が多く発生した。民間の患者搬送業者を活用した経験を踏まえ、今後も有効な搬送体制の整備を検討する。

### 3 関係機関との連携

警察車両による先導等ができるよう、市は、危機管理室及び保健所を中心に警察と予め協力体制を構築しておく。

社会福祉施設等に入所しており、配慮を必要とする患者等の移送については、市は、保健所を中心に社会福祉施設等の関係団体とも連携し、移送の際の留意事項を含めて協議しておく。

市は、保健所を中心に、平時から、関係者を含めた移送訓練や演習等を定期的に計画し、実施する。

## 第6 宿泊療養施設の確保

### 1 基本的な考え方

新興感染症が発生した場合には、重症者を優先する医療体制へ移行することも想定される。市は、新型コロナウイルス感染症への対応では、軽症者を含む患者への医療提供体制確保のため、宿泊療養施設を設置した。その経験を踏まえ、外出自粛対象者の家庭内感染等や医療体制のひっ迫を防ぐ等の観点から、新興感染症の特性や、感染力その他当該感染症の発生及びまん延の状況を考慮しつつ、宿泊療養施設の体制を整備できるよう、平時から計画的な準備を行う。

### 2 宿泊療養施設の確保の方策

#### (1) 措置協定を締結する宿泊療養施設の確保の方法

市は、民間宿泊業者等と感染症の発生及びまん延時の宿泊療養の実施に関する措置協定を締結することにより、平時から宿泊療養施設の確保を行う。

#### 【措置協定を締結する宿泊療養施設の確保目標値】

	流行初期の目標値 (発生公表後1か月以内)	流行初期以降の目標値 (発生公表後6か月以内)
宿泊療養施設確保居室数	160室	760室

※対応する感染症は、新興感染症を想定。

※「発生公表」とは、感染症法に基づく厚生労働大臣による新興感染症に係る発生の公表を言う。

#### (2) 宿泊療養施設の確保に係る県との役割分担

宿泊療養施設の対象者は、市民及び市滞在者として設置・運営するが、県と情報交換を密に行うとともに、感染の状況により相互に宿泊療養施設の入所調整を行う。

#### (3) 宿泊療養施設の運営に関する人員体制

市は、宿泊療養施設の運営に係る体制確保の方策を平時から検討し、宿泊療養施設運営業務マニュアル等を整備しておくとともに、現地でのマニュアルに基づき、管理運営を担当する事業者を確保する。

市は、感染症の発生及びまん延時には、医療体制の状況を踏まえつつ、医療機関との連携を含め、迅速に医療職をはじめとした職員、医療資機材等を確保する等、円滑な宿泊療養施設の運営体制の構築及び実施を図る。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

市は、宿泊療養の実施に関する措置協定を締結する民間宿泊業者等との円滑な連携を図るため、地域の実情に応じて県感染症対策連携協議会を活用する。

## 第7 外出自粛対象者の療養生活の環境整備

### 1 基本的な考え方

市は、外出自粛対象者については、体調悪化時等に、適切な医療に繋げることができると健康観察の体制を整備する。

市は、外出自粛により生活上必要な物品等の物資の入手が困難になることから、当該対象者について必要に応じて物資の支援を行う。

感染症対策部門は、医務薬務部門と連携し、外出自粛対象者が社会福祉施設等において過ごす場合は、施設において感染予防等の対策が講じられた環境が整備されるよう、助言・指導を行う。

健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTを積極的に活用する。

### 2 外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する方策

#### (1) 健康観察

市は、医療機関、市医師会、市薬剤師会、看護協会の協力や民間事業者への委託等を活用しつつ、外出自粛対象者の健康観察の体制を確保する。

#### (2) 生活支援等

市は、外出自粛対象者が外出しなくても生活ができるようにするため、県と連携し、民間事業者への委託を活用しつつ、必要に応じて食料品等の生活必需品を支給するなど支援を行うとともに、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制を確保する。

介護保険の居宅サービスや障害福祉サービス等を受けている外出自粛対象者が引き続き自宅で生活できるよう、市は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等に感染防止対策の普及を図り、必要なサービスを確保する。

#### (3) 社会福祉施設におけるまん延防止

保健所は、感染症対策部門及び医務薬務部門を中心に、社会福祉施設等において、県が医療措置協定を締結した医療機関と連携し、必要に応じてゾーニング等の感染対策の助言を行うことができる体制を平時から確保し、新興感染症の発生及びまん延時において、施設内における感染のまん延防止に努める。

### 3 関係機関及び関係団体との連携

市は、福祉ニーズのある外出自粛対象者が適切な支援が受けられるよう、県感染症対策連携協議会を通じて、介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者等と連携を深める。

保健所は、外出自粛対象者の健康観察や生活支援等にあたり、積極的に県、関係機関及び関係団体と連携し、必要な情報の提供を行う。

## 第8 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重

### 1 基本的な考え方

市は、新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、患者等の人権に最大限に尊重し、感染症の発生動向に関する適切な情報の提供、感染症とその予防に関する正しい知識の普及啓発、風評被害対策等を早期に実施する。

医師等は、患者等への十分な説明と同意に基づいた医療を提供する。

市民は、感染症について正しい知識を持ち、自らが予防に努めるとともに、感染症患者等が差別を受けることがないように配慮する。市は、感染症のまん延防止の措置を行うにあたり、人権を尊重する。

### 2 啓発と人権の尊重のための方策

#### (1) 市の役割

市は、あらゆる機会を活用して、予防についての正しい知識の定着、感染症患者等の人権の尊重等のため、必要な施策を講ずる。

市は、市民に対して感染症についての情報提供を適宜行うとともに、必要に応じて関係機関等とのリスクコミュニケーションの体制を整備する。

#### (2) 個人情報流出防止対策

市は、患者に関する情報の流出防止のため、関係職員に対する研修、医療機関に対する注意喚起を行う。

#### (3) 医師による届出事実の患者等への周知

保健所は、感染症発生届の届出を行った医師に対し、患者等の個人情報を保護するため、状況に応じて、患者等へ当該届出の事実等の通知に努めるよう徹底を図る。

### 3 広報対応等

#### (1) 広報担当部局との連携

保健所は、感染症の発生に備えて、危機管理として、平時から広報方法等について広報担当部局と連携を図っておく。

#### (2) 報道機関対応の一元化

感染症発生時には情報が錯綜しないよう、広報窓口を一元化するとともに、必要なサポート体制を確保する。

#### (3) 正確な情報提供等

市は、感染症のまん延を防止するために必要な情報を積極的に収集するとともに、患者等のプライバシーに配慮しつつ、積極的に情報提供を行うとともに、広報すべき情報とその集約の仕組み等をあらかじめ明確化しておく。

平時から関係機関へ感染症にかかるリーフレット等の配布、及び緊急時におけるタイムリーな記者会見、ホームページ等の活用により、正確な情報提供を行う。

市は、市内に居住し又は滞在する外国人が感染症に関する情報を入手できるよう、外国語での情報提供に努める。

感染症の発生が終息した段階で、以後同様の感染症を発生させないための予防策や、感染症が再発した場合の対応策について、十分な広報を行う。

#### (4) 報道機関との連携



報道機関は、常時、的確な情報を提供することが重要であるが、個人情報に注意を払い、感染症に関し、誤った情報や不適切な報道がなされないように、また、誤った情報や不適切な報道がなされた時には速やかにその訂正がなされるように、市は、平時から報道機関との連携を図る。

#### 4 関係機関及び関係団体との連携

市は、国、県及び近隣自治体間における連携を図るため、県感染症対策連携協議会等の定期的な会議において情報交換を行う。

特定感染症予防指針に基づく感染症においては、疾患の特性に基づき啓発を強化する必要がある層のうち、NPO等の民間ボランティア団体が実施する方が適切な場合は、当該団体と連携して実施する。

## 第9 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

### 1 基本的な考え方

現在、感染者が減少している感染症においては、国内に知見を十分有する者が少なくなっている一方で、新感染症に対応できる知見を有する人材が必要となっていることを踏まえ、市は、感染症に関する幅広い知識や研究成果について、保健・医療現場に普及させる役割を担うことができる人材の養成・確保を行う。

また、特に、大学医学部をはじめとする医師等の医療関係職種の養成課程や大学院等においても、感染症に関する教育をさらに充実させていくことが求められる。

### 2 市における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

市は、国立保健医療科学院、国立感染症研究所等で実施される感染症に関する研修会や感染症に関する学会に保健所や健康科学研究所等の職員を積極的に派遣する。

市は、感染症に関する講習会を開催すること等により、保健所等の職員に対する研修の充実に努める。

FETP 受講医師等の確保に努めるとともに、これらにより感染症に関する知識を習得した者を保健所や健康科学研究所等において活用を図る。

市は、県と連携しながら、IHEAT 要員の確保や研修、IHEAT 要員との連絡体制の整備や IHEAT 要員及びその所属機関との連携強化等を通じて、IHEAT 要員による支援体制を確保する。

市は、平時から、IHEAT 要員への実践的な訓練の実施や IHEAT 要員の支援を受けるための体制を整備する等により、IHEAT 要員の活用を想定した準備を行う。

健康科学研究所は、平時から円滑に有事体制に移行し検査が実施できるよう、実践的な訓練を実施する。

#### 【研修・訓練回数の目標値】

	目標値
保健所の感染症有事体制に構成される人員を対象とした研修・訓練の回数	4回／年

### 3 医療機関等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

感染症指定医療機関等は、神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会等を通して、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な研修・訓練を実施すること又は国等や医療機関が実施する研修・訓練に参加させることにより、体制強化を図る。

### 4 医療関係団体等における感染症に関する人材の養成及び資質の向上

市医師会等の医療関係団体は、会員等に対して感染症に関する情報提供及び研修を行うものとする。

### 5 関係機関及び関係団体との連携

市は、関係機関及び関係団体が行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、研修会等の参加者の活用等に努める。学校や社会福祉施設等に対し、関係機関及び関係団体

が行う研修や感染症神戸モデルで行う研修へ職員を積極的に参加させるとともに、保健所からの巡回指導を受け、その人材の活用等に努める。

## **6 発生時対応訓練の実施**

一類感染症等の発生時に円滑な対応が取れるよう、市は、定期的に神戸検疫所や感染症指定医療機関等と連携して、情報伝達、患者移送、消毒、疫学調査等の訓練の実施に努める。

## **7 有識者等の活用**

市は、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、関連する有識者等を把握して連絡・連携体制を構築しておくとともに、新型インフルエンザ等行動計画の策定、訓練実施時、感染症発生時等には、適宜、必要な協力を求める。

## 第10 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

### 1 基本的な考え方

保健所は地域の感染症対策の中核的機関として、地域保健法に基づき厚生労働大臣が策定する基本指針とも整合性を取りながら、必要な情報の収集、分析、対応策の企画立案・実施、リスクコミュニケーション等を行う機関である。感染症の感染拡大時にも健康づくり等地域保健対策は継続する。平時より有事に備えた体制を構築し、有事の際は速やかに体制を切り替えることができる仕組みを構築する。

市は、県感染症対策連携協議会等を活用しながら、関係機関及び関係団体と連携するとともに、保健所と医療機関等関係機関との役割分担を明確化する。

感染症発生時に迅速に対応できるよう、感染症に関する情報が、責任者に対して迅速かつ適切に伝達され、一元的に管理される体制を構築する。外部人材の活用を含めた必要な人員の確保、受入体制の整備、必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を通じて健康危機発生時に備えて、保健所の平時からの計画的な体制整備を行う。業務の一元化、外部委託、ICT 活用を視野に入れて体制を検討する。

### 2 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

#### (1) 保健所の人員体制

市は、感染症のまん延が長期間継続することも考慮し、必要となる保健所の人員数を想定し、感染症発生時においては保健所職員の配置・業務分担の変更や、応援職員・外部人材の活用等により、速やかに体制を切り替える。

#### (2) 感染症対応における保健所業務と体制

市は、広域的な感染症のまん延の防止の観点から、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査等の専門的業務を十分に実施するために、感染症の拡大を想定し、有事の際に速やかに体制を切り替えられる職員の配置や業務分担について、平時より定めておくとともに、実施に必要な設備や物資等をあらかじめ整備・備蓄する。

新型コロナウイルス感染症への対応では、市内医療機関、市役所全庁からの応援に加え、神戸市看護大学を中心とした市内大学の医療職の応援体制を整備したことを踏まえ、感染症拡大時の体制の整備に当たっては、必要に応じて保健所以外からの応援職員や外部人材の活用を行うことで、必要な人材を確保する。

また、平時より、県との連携、外部委託や ICT の活用などを通じた業務の効率化を積極的に進めるとともに、IHEAT 要員や他の自治体からの応援体制を含めた人員体制・受入体制の構築や、市民及び職員等の精神保健福祉対策等を実施する。

市は、地域の健康危機管理体制を確保するため、統括保健師が保健所長を補佐し、総合的なマネジメント機能を強化する。

#### 【保健所の感染症有事体制の確保人員数の目標値】

	目標値
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数 (感染症に対応する保健所職員と応援職員の合計人数)	660人
即応可能な IHEAT 要員の確保数 (IHEAT 研修受講者数)	40人

### 3 関係機関及び関係団体との連携

市は、県感染症対策連携協議会を活用し、近隣自治体、学術機関等の関係機関、専門職能団体等と保健所業務に係る内容について連携する。

保健所は、感染症発生時における連携体制を確保するため、平時から健康科学研究

所等と連携し、役割分担を確認するとともに、感染症発生時における協力について検討する。

## 第11 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体の検査の実施並びに医療の提供ための施策

### 1 緊急時における国及び県との連絡・連携体制

#### (1) 国及び県との連携

市は、緊急時（一類感染症等が生じた場合をいう。以下、この章において同じ。）においては、感染症法第12条第3項に規定する国及び県への報告等を確実に行うとともに、特に新感染症への対応を行う場合に緊急と認める場合にあっては、国及び県との緊密な連携を図る。

一類感染症等の患者が発生した場合には、市は、必要に応じて国及び県に対し、感染症の専門家等の派遣を要請する。

国又は他の地方公共団体から派遣される職員については、市が責任をもって受け入れる。

#### (2) 検疫所との協力

検疫所において、一類感染症等の患者等を発見したとの情報提供を受けた保健所長は、検疫所と協力して、当該患者や同行者等の追跡調査及びその他必要な措置及び感染症対策を行う。

空港検疫所以外の空港等で保健所長が未検疫航空機等の検疫を行う際には、検疫所の協力を得て、必要な措置及び感染症対策を行う。

市は、非常時に備えて平時より神戸検疫所との連携を図り、感染拡大防止策を講じておく。

### 2 緊急時における医療従事者等への協力要請

市は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには、感染症の患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、当該感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な措置を定め、医師その他の医療関係者に対し、当該措置の実施に対する必要な協力を求め、迅速かつ的確な対策が講じられるようにする。

### 3 緊急時における県及び関係自治体相互間の連絡・連携体制

#### (1) 情報提供

市は、市民に対して感染症の患者の発生の状況や医学的知見など市民が感染予防等の対策を講じる上で有益な情報を、パニック防止という観点も考慮しつつ、可能な限り提供する。情報提供媒体を複数設定し、理解しやすい内容で情報提供を行うものとする。

#### (2) 県及び関係自治体との連絡・連携体制

市は、感染症の発生状況や緊急度等を勘案し、必要に応じて、県及び関係自治体に情報を提供するとともに、緊急時における連絡体制を整備する。

#### (3) 消防・警察との連携体制

市は、危機管理室及び保健所を中心として、消防局に対して感染症の発生状況等の必要な情報を提供することで消防職員の感染防止に努めるとともに、警察からも緊急時に必要な協力が得られるよう、緊密な連携体制を確保する。

#### 4 緊急時における関係団体との連絡体制

市は、神戸市新型インフルエンザ等対策病院連絡会等を通じて、市医師会等の医療関係団体等と緊密な連携を図る。

#### 5 緊急時における指揮命令系統

市は、緊急時の感染症の発生を想定して、緊急時の指揮命令系統を予め明確にしておく。